

# 青森県報

第二百四十六号

令和二年  
十二月十四日  
(月曜日)

## 目次

## 告 示

○生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課)	… 一
○生活保護法による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 二
○生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(同)	… 二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	… 二
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 二
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 三
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………	(同)	… 三
○右 同……………	(同)	… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同)	… 四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	… 四
○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	… 四

## 公 告

○喀痰吸引等業務の登録……………	(同)	… 五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………	(障害福祉課)	… 五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同)	… 五
○令和二年中小企業等労働条件実態調査の実施……………	(労政・能力開発課)	… 五
○道路の区域の変更……………	(道路課)	… 六
○道路の供用の開始……………	(同)	… 七
○換地処分……………	(農村整備課)	… 七
○宅地建物取引業者の役員の所在の不明……………	(建築住宅課)	… 七
出先機関		
○土地改良区の役員の退任……………	(三八地域民局)	… 七
○土地改良区の定款変更の認可……………	(同)	… 七

## 告 示

### 青森県告示第八百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
	青森県知事 三 村 申 吾	

あべ耳鼻咽喉科

弘前市大字宮川一丁目二の二二

令和  
二・三・一

青森県告示第八百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	事業所	事業所	変更年月日
株式会社ふたば	株式会社ふたば	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
十和田市東三番町六の三三三	十和田市東四番町八の六	訪問看護ステーションふたば	十和田市東三番町六の三三三	十和田市東四番町八の六	令和 二・二・一

青森県告示第八百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	事業所	事業所	変更年月日
主たる事務所の所在地	名称	所在地	

三和工業株式会社

弘前市大字小沢大開四五の五

サンワ訪問ステーション

弘前市大字清水三丁目一の一五

令和  
二・〇・一

青森県告示第八百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	廃止年月日
すとうくりニック	弘前市大字悪戸字青柳一〇の四	令和 二・二・一
はるひと診療所	十和田市稲生町一五の五	二・一〇・六

青森県告示第八百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業者	居宅介護事業所	変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
居宅介護事業の種類	名称	所在地	

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 ふたば		株式会社 ふたば	
十和田市東 三番町六の 三三	十和田市東 四番町八の 六	十和田市東 三番町六の 三三	十和田市東 四番町八の 六
訪問介護		訪問看護	
ヘルパー シヨンふ たば		訪問看護 ステ シヨンふ たば	
十和田市東 三番町六の 三三	十和田市東 四番町八の 六	十和田市東 三番町六の 三三	十和田市東 四番町八の 六
〃		令和 二・二・一	

青森県告示第八百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株式会社 ふたば		名 称	介 護 予 防 事 業 者
十和田市東 三番町六の 三三	十和田市東 四番町八の 六	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 者
訪問看護		介 護 予 防 事 業 者	
訪問看護 シヨンふ たば		名 称	介 護 予 防 事 業 所
十和田市東 三番町六の 三三	十和田市東 四番町八の 六	所 在 地	変 更 年 月 日
令和 二・二・一			

青森県告示第八百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者	
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
三和工業株 式会社	弘前市大字小沢 六字大開四五の五	サンワ訪問 ステーション	居 宅 介 護 事 業 所
訪問看護		居 宅 介 護 事 業 所	
訪問看護		名 称	休 止 年 月 日
三和工業株 式会社		所 在 地	
弘前市大字小沢 六字大開四五の五		弘前市大字清水 三丁目一の一五	令和 二・二・一

青森県告示第八百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業者	
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	介 護 予 防 事 業 所
三和工業株 式会社	弘前市大字小沢 六字大開四五の五	サンワ訪問 ステーション	介 護 予 防 事 業 所
訪問看護		介 護 予 防 事 業 所	
訪問看護		名 称	休 止 年 月 日
三和工業株 式会社		所 在 地	
弘前市大字小沢 六字大開四五の五		弘前市大字清水 三丁目一の一五	令和 二・二・一

青森県告示第八百七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
あべ耳鼻咽喉科	弘前市大字宮川一丁目二の二一	令和二年十二月三十一日

青森県告示第八百七十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三村 申 吾

区 分	事 業 者	事 業 所	変 更 日
	名 称	所 在 地	
主たる事務所所在地	名 称	所 在 地	年月日

変更前	株式会社ふたば	十和田市東四番町八の六	訪問看護ステーションふたば	十和田市東四番町八の六	令和二年十二月一日
変更後	株式会社ふたば	十和田市東三番町六の三三	訪問看護ステーションふたば	十和田市東三番町六の三三	令和二年十二月一日

青森県告示第八百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
はるひと診療所	十和田市稲生町一五の五	令和二年十二月六日

青森県告示第八百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指 定 日
氏 名	所 在 地	名 称	所 在 地	年月日

株式会社 夢ブラン ンゲ	三戸郡南部町大 字大向字小波田 四七の二	訪問介護	ヘルパ ーシ ョ ン 想 い	三戸郡南部町大 字大向字小波田 四七の二	令和 三・一・一
--------------------	----------------------------	------	-------------------------------	----------------------------	-------------

青森県告示第八百七十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業所		業務開始年月日	備考
				名称	所在地		
〇二五〇 一五三	令和 二・三・四	社会福祉 法人七戸 福祉会	上北郡七 戸町字太 四野一九	多機能型 障害福祉 サービス 提供施設 の杜	上北郡七 戸町字高 一敷一の	令和 二・三・四	通所介護
〇二五〇 一五〇	〃	社会福祉 法人七戸 福祉会	上北郡七 戸町字太 四野一九	グループ ホーム オレ七戸	上北郡七 戸町字太 四野一九	〃	認知症対 応型共同 生活介護

青森県告示第八百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号

の規定により公示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	訪問看護リハビリステーション愛あい	三戸郡五戸町字下モ沢向二の四〇	令和 元・〇・二四
変更後	〃	三戸郡五戸町字下長下夕九一の八	〃

青森県告示第八百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
金子薬局	三戸郡五戸町字新町一七	令和 二・九・三〇

青森県告示第八百七十九号

令和二年中小企業等労働条件実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 調査の目的  
県内の民間中小企業等の労働条件実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査対象の範囲  
県内に所在する民営の事業所
- 三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日  
1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。  
(一) 事業所の現状(事業内容、労働者数、外国人労働者の受入状況、労働組合の有無)  
(二) 勤務制度・労働時間制度(勤務時間制度・労働時間制度の導入状況、非正規労働者の正規化、労働時間の把握方法)  
(三) 休暇制度(年間休日数、年次有給休暇及びその他の有給休暇制度)  
(四) 育児休業制度(就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の育児支援のための制度)  
(五) 子の看護休暇制度(就業規則等の定めの有無、利用実績)  
(六) 介護休業制度(就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の介護支援のための制度)  
(七) 介護休暇制度(就業規則等の定めの有無、利用実績)  
(八) 病気休職・病気休業制度(就業規則等の定めの有無、利用実績)  
(九) 働き方改革(働き方改革の認知度、必要性、取組状況、課題、必要な行政支援)

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	むつ恐山公園大畑線	後	前	後	前	八四二・七〇メートル	
2	県道	田子十和田湖線	後	前	後	前	二九六・一〇メートル	

2 報告を求めるとする基準となる期日は、令和二年十二月三十一日とする。

四 報告を求めるとする者

県内に所在する民営の事業所のうち産業分類別に無作為抽出した千事業所とする。

五 報告を求めるとするために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めるとする期間

令和三年一月一日から同月二十日までとする。

青森県告示第八百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年一月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から令和三年一月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二七九号	むつ市大畑町佐藤ヶ平国有林一一九六林班わ小班から むつ市大畑町湯坂下一〇四の五まで	令和二・三・二五
県道むつ恐山公園大畑線	むつ市大畑町葉色山国有林一二七二林班ほ小班から むつ市大畑町葉色山国有林一二七二林班り小班まで	二・三・二四

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、磯松地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

宅地建物取引業者の役員所在の不明

左記の宅地建物取引業者の役員所在を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。  
なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和二年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社リアルエージェント
- 二 代表者の氏名 森 康裕
- 三 免許証番号 青森県知事（一）第三四八〇号

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、館土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年十二月十四日

三八地域県民局長 堀 義 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	清川 ミネ	八戸市大字尻内町字尻内四二	令和二・二・二四

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下長

土地改良区の定款の変更を令和元年十月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年十二月十四日

三八地域県民局長 堀 義 明

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円